

「(仮称) 道の駅姫路」整備及び運営事業  
基本協定書 (案)

令和7年7月10日  
姫路市



姫路市（以下「発注者」という。）と、【グループ名】グループ（構成企業【構成企業名】、【構成企業名】及び【構成企業名】によって構成される企業グループである。以下「落札者」という。）は、「（仮称）道の駅姫路」整備及び運営事業（以下「本事業」という。）について、以下のとおり基本協定（以下「本基本協定」という。）を締結する。

なお、本基本協定において使用する用語は、本基本協定に特段の規定がある場合又は文脈上別異に解すべき場合を除き、「（仮称）道の駅姫路」整備及び運営事業入札説明書（以下「入札説明書」という。）において定義されたところによる。

#### （目的）

第1条 本基本協定は、本事業に関し、【グループ名】グループが本事業の落札者として決定されたことを確認し、発注者及び落札者の間における本事業に係る基本事項について定める基本契約（以下「基本契約」という。）、基本契約に基づく本事業に係る設計業務委託契約（以下「設計業務委託契約」という。）、本事業に係る建設工事請負契約（以下「建設工事請負契約」という。）及び本事業に係る指定管理者基本協定（以下「指定管理者基本協定」という。）の各契約又は協定（以下これらを総称して又は個別に「特定事業契約」という。）の締結に向け、発注者及び落札者双方の義務について必要な事項を定めることを目的とする。

#### （定義）

第2条 本基本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「構成企業」とは、落札者を構成する企業である【構成企業名】、【構成企業名】及び【構成企業名】を総称して又は個別にいう。
- (2) 「代表企業」とは、構成企業のうち、【代表企業名】をいう。
- (3) 「設計企業グループ」とは、落札者のうち設計業務を担当する、【設計企業名】及び【設計企業名】（以下これらを「設計企業グループ」という。）を構成員として本事業に係る設計業務を遂行するために組成された【設計企業グループ名】をいう。
- (4) 「建設共同企業体」とは、落札者のうち建設業務を担当する、【建設企業名】及び【建設企業名】を構成員として本事業に係る建設業務を遂行するために組成された特定建設工事共同企業体である【特定建設工事共同企業体名】をいう。
- (5) 「役員等」とは、法人において、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらの者に準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者及びその他経営に実質的に関与している者若しくは相当の責任の地位にある者（役員以外で業務に関し監督する責任を有する使用人を含む。）をいう。
- (6) 「提案書」とは、入札説明書に従い落札者が作成し発注者に提出した令和●年●月●日付け提案書その他の入札提出書類（その後の変更を含む。）をいう。

(当事者の義務)

第3条 発注者及び落札者は、入札説明書及び提案書に基づく特定事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応するものとする。

- 2 落札者は、特定事業契約締結のための協議において、本事業の落札者選定手続における発注者及び(仮称)道の駅姫路整備運営事業者審査委員会の要望事項及び指摘事項を尊重するものとする。

(特定事業契約)

第4条 落札者は、構成企業をして、本基本協定締結後、発注者が別途指定する姫路市議会(以下「議会」という。)に対する建設工事請負契約に係る議案提出日までに、発注者と基本契約(構成企業全員を当事者とする。)、設計業務委託契約(設計企業グループを当事者とする。)及び建設工事請負契約(建設共同企業体を当事者とする。)を締結させるものとする。

- 2 前項の定めに基づき締結する建設工事請負契約は、議会の議決を得た時に当該契約が成立する旨を記載した仮契約であり、議会の議決を得たときは、当該契約の内容をもって建設工事請負契約が本契約として成立したものとみなす。
- 3 落札者は、落札者及び発注者が別途合意した期日までに、落札者のうち本事業に係る維持管理業務及び運営業務を行う構成企業である【維持管理企業名】及び【運営企業名】をして、発注者と指定管理者基本協定を締結させるものとする。
- 4 基本契約の締結前に、構成企業のいずれかが入札説明書において定められた参加資格要件を欠くこととなった場合又は構成企業(第4号又は第5号に掲げる場合にあっては、構成企業の役員等)のいずれかが次の各号のいずれかに該当する場合は、発注者は落札者に書面で通知することにより、特定事業契約を締結しないことができるものとする。ただし、代表企業以外の構成企業が入札説明書において定められた参加資格要件を欠くこととなった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合は、代表企業が当該構成企業に代えた新規企業を提案し、発注者が当該新規企業について入札説明書において定められた参加資格要件等を確認し、当該新規企業の事業能力を勘案して特定事業契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断したときは、発注者及び落札者は、当該構成企業に代わる当該新規企業を当事者とする特定事業契約の締結のために取り得る措置を講じるものとする。

- (1) 落札者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は落札者が構成事業者である事業者団体(独占禁止法第2条第2項に規定する団体をいう。)が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が落札者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この項において同じ。)
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が落札者又は落札者が構成事業者である事業者団体(以下この項において「落札者等」という。)に

対して行われたときは、落札者等に対する命令で確定したものをいい、落札者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令の全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 納付命令又は排除措置命令により、落札者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が落札者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

(5) 刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

5 基本契約の締結前に、構成企業のいずれかが次の各号のいずれかに該当する場合は、発注者は落札者に書面で通知することにより、特定事業契約を締結しないことができるものとする。ただし、代表企業以外の構成企業が次の各号のいずれかに該当する場合は、代表企業が当該構成企業に代えた新規企業を提案し、発注者が当該新規企業の入札説明書において定められた参加資格要件等を確認し、当該新規企業の事業能力を勘案して特定事業契約締結後の事業運営に支障をきたさないと発注者が判断したときは、発注者及び落札者は、当該構成企業に代わる当該新規企業を当事者とする特定事業契約の締結のために取り得る措置を講じるものとする。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であることが明らかになったとき。

(2) 暴力団員が役員として経営に関与していることが明らかになったとき（実質的に関与している場合を含む。）。

(3) 暴力団員を相当の責任の地位にある者として使用し、又は代理人として選任していることが明らかになったとき。

(4) 役員等が、自己若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を与えるため、暴力団若しくは暴力団員の威力を利用していることが明らかになったとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に資金的援助等の経済的便宜を図ったとき。

(6) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

(7) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。

(8) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第1号から前号までのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

(9) 第1号から第7号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の

契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者が落札者に対して当該契約の解除を求め、落札者がこれに従わなかったとき。

(10) 前各号に掲げるもののほか、本基本協定の条項に故意に違反し、その違反により暴力団を利用する行為をしたと認められるとき。

6 第4項本文又は前項本文に規定する場合において、発注者から請求があったときは、構成企業は【本事業の入札金額（税抜）を記載】並びにこれに係る消費税及び地方消費税の合計額の10分の2に相当する金額の違約金を発注者に支払う義務を連帯して負うものとする。当該違約金の定めは、損害賠償額の予定ではなく、債務不履行により発注者が被った損害のうち、当該違約金により填補されないものがあるときは、その部分について発注者が落札者に対して損害賠償の請求を行うことを妨げない。

#### （準備行為）

第5条 落札者は、特定事業契約の本契約成立前であっても、自己の責任及び費用で本事業に関して必要な準備行為を自ら行うことができるものとし、発注者は、合理的に必要なかつ可能な範囲で落札者に対して協力するものとする。

#### （損害賠償）

第6条 本基本協定の各当事者は、本基本協定上の義務を履行しないことにより他の当事者に損害を与えた場合、その損害の一切を賠償しなければならない。この場合において、落札者のいずれかの債務不履行に起因して発注者に損害を与えたときは、落札者は、発注者に対し、連帯してその損害の一切を賠償するものとする。

#### （特定事業契約の不成立）

第7条 発注者及び落札者のいずれの責めに帰すべきでない事由により、発注者と落札者が特定事業契約の締結に至らなかった場合、又は特定事業契約が本契約として成立しなかった場合は、既に発注者と落札者が本事業の準備に関して支出した費用は各自が負担するものとし、発注者及び落札者は、特定事業契約の締結に至らなかったこと、又はその本契約としての不成立に起因する債権、債務が相互に存在しないことを確認する。

2 議会において建設工事請負契約の締結が否決された場合は、発注者の責めに帰すべきでない事由による特定事業契約の本契約としての不成立とし、この場合において落札者に損害が生じた場合においても、発注者は、当該損害を賠償する責めを負わないものとする。

#### （有効期間）

第8条 本基本協定の有効期間は、本基本協定が締結された日から、特定事業契約の全てが本契約として成立した日までとする。ただし、前条、次条及び第10条の規定は、本基本協定の終了後も引き続き効力を有する。

2 前項の規定にかかわらず、特定事業契約のいずれかが締結に至らなかった場合又は本契約として成

立しなかった場合には、当該特定事業契約の締結不調が確定した日又は本契約として成立しないことが確定した日をもって本基本協定は終了するものとする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、本基本協定の終了時において既に発生していた義務若しくは責任又は本基本協定の終了前の作為若しくは不作為に基づき本基本協定の終了後に発生した義務若しくは責任は、本基本協定の終了によっても免除されないものとする。

#### (秘密保持)

第9条 発注者及び落札者は、本基本協定又は本事業に関連して受領した情報（以下「秘密情報」という。）を秘密として保持するとともに、責任をもって管理しなければならない。この場合において、発注者及び落札者は、本基本協定の履行又は本事業の遂行以外の目的で秘密情報を使用してはならず、本基本協定に別段の定めがある場合を除いては、相手方の事前の書面による承諾なしに第三者に開示してはならない。

- 2 次の各号に掲げる情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。

- (1) 開示の時に公知である情報
- (2) 開示される前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
- (3) 開示の後に発注者及び落札者のいずれの責めに帰すことのできない事由により公知となった情報
- (4) 開示の後に開示した当事者の責めに帰すべき事由により公知となった情報
- (5) 開示を受けた当事者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく入手した情報
- (6) 発注者及び落札者が本基本協定に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により承諾した情報

- 3 第1項の規定にかかわらず、発注者及び落札者は、次の各号に掲げる場合には、相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来す場合は、かかる事前の通知を行うことを要しない。

- (1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合
- (2) 法令に従い開示が要求される場合
- (3) 権限ある官公署の命令に従う場合
- (4) 発注者につき守秘義務契約を締結した発注者のアドバイザーに開示する場合

- 4 発注者は、前3項の規定にかかわらず、本事業に関して知り得た行政情報に含まれるべき情報に関し、法令その他発注者の定める諸規定に従って情報公開その他の必要な措置を講じることができる。

#### (個人情報の保護)

第10条 落札者は、本基本協定の履行に当たり、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に従い、発注者が提供した資料等に記載された個人情報及び当該情報から落札者が作成又は取得した個人情報（以下「個人情報」という。）の適切な管理のために、次の各号に掲げる事項を

遵守しなければならない。

- (1) 個人情報の保管及び管理について、漏洩、毀損、滅失及び改ざんを防止しなければならない。
- (2) 本基本協定の目的以外の目的に個人情報を利用し、又は提供してはならない。
- (3) 個人情報を第三者に提供し、又は譲渡してはならない。
- (4) 発注者の指示又は承諾があるときを除き、発注者から提供された個人情報が記録された文書等を複写し、又は複製してはならない。
- (5) 個人情報の授受は、発注者の指定する方法により、発注者の指定する職員と落札者の指定する者の間で行うものとする。
- (6) 本事業に係る業務に従事する者に対し、当該業務に従事している期間のみならず、従事しないこととなったとき以降においても、知り得た個人情報を他人に知らせ、不当な目的に利用しない等、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。
- (7) 個人情報の適正な管理を行うために管理者を置き、発注者に報告しなければならない。
- (8) 本条各号に違反する事態が生じたとき若しくは生じる恐れがあることを知ったとき、又は個人情報の取扱いに関し苦情等があったときは、直ちに発注者に報告するとともに、発注者の指示に従うものとする。
- (9) 落札者の責めに帰すべき事由により、個人情報が漏洩又は破損する等、発注者又は第三者に損害を与えたときは、損害賠償の責任を負うものとする。

(準拠法及び管轄裁判所)

第11条 本基本協定は、日本国の法令等に準拠するものとする。

- 2 発注者及び落札者は、本基本協定に関して生じた当事者間の紛争について、第一審の専属的合意管轄裁判所を神戸地方裁判所とすることに合意するものとする。

(協定外の事項等)

第12条 本基本協定に定めのない事項については、法令（姫路市の契約関係例規を含む。）の定めによるもののほか、必要に応じて発注者と落札者が協議の上、定めるものとする。

- 2 本基本協定の解釈について疑義が生じた場合は、発注者と落札者は本事業の目的の遂行を前提とし、誠意をもって協議の上、解決を図るものとする。
- 3 本基本協定の規定は、全当事者の書面による合意がなければ、変更することはできないものとする。

[ 以下余白 ]

本基本協定の締結の証として、本書2通を作成し、発注者及び落札者の構成企業が各自記名押印の上、  
発注者及び代表企業が各自1通を保有し、代表企業は構成企業に対し、その写しを交付するものとする。

令和●年●月●日

(発注者) 姫路市安田四丁目1番地  
姫路市  
姫路市長 清元 秀泰

(落札者)

(構成企業 (代表企業))  
[所在地]  
[商号又は名称]  
[代表者氏名]

(構成企業)  
[所在地]  
[商号又は名称]  
[代表者氏名]

(構成企業)  
[所在地]  
[商号又は名称]  
[代表者氏名]

(構成企業)  
[所在地]  
[商号又は名称]  
[代表者氏名]